

野田市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 6 日

野田市長 鈴 木 有

野田市告示第205号

野田市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱の一部を改正する告示

野田市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱（平成19年野田市告示第163号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 本市に居住し、配偶者の暴力により子と共に避難をしている親その他の婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届出を行っていない者

第2条第1項第3号を削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。